

利用者みなさまへ

— 新しい生活様式に基づく —

新潟市コミュニティセンター・コミュニティハウス 利用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の予防と施設の開館の両立を進めるために、国が提唱する「新しい生活様式」の実践を図りながら本市のコミュニティセンター及びコミュニティハウスをご利用いただく上での基本的な考え方を示すものです。

ご利用の際には、各項目の対応についてご協力をお願いいたします。

令和2年6月1日

新潟市市民生活部市民協働課

1「新しい生活様式」とは

<実践例>

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い

人との距離は、できるだけ2m空ける

会話をする際は、可能な限り真正面を避ける

外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用

手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒液の使用も可)

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

まめに手洗い、手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気

身体的距離の確保 「3密」の回避(密集・密接・密閉)

毎朝 体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず
自宅で療養

2 コミュニティセンター・コミュニティハウスをご利用の際の注意点

(1) 基本的な感染症対策の実施

○体調不良の方の活動自粛

・発熱等の風邪の症状がみられる時や体調がすぐれない方の利用は控えましょう。

○感染予防と感染拡大防止

- ・入館の際には、手洗いや手指の消毒を行いましょう。
- ・施設内ではマスクを着用し、咳エチケットを徹底しましよう。

(2)「3密」(密集・密接・密閉)を徹底的に回避した上で活動する

密集しない 多くの人が手の届く距離に集まらないよう配慮しましよう。

(対策例)

- ・人の密度を下げるために、長机1台につき、一人など、席の配置を考慮する。
- ・対人距離を確保して活動する。(できるだけ四方2mを空けることを目安に)なるべく、対面方式は避ける。
- ・部屋の定員の概ね1/2の人数で開催するなど会場を広く使う。
- ・施設が定める利用定員を守り、かつ最大でも100人以内とする。 など

密接しない 会話などで飛沫を発生させないよう工夫しましよう。

(対策例)

- ・近距離での会話や発声の際はマスクを使用する。
- ・大声を出したり、呼吸が激しくなったりする活動は控える。
- ・飲食を伴う活動を行う場合は、手洗いを徹底し、飛沫を発生させないようにする。
- ・会食の場合は、対面を避け会話も控える。 など

密閉しない 屋内の活動では換気を徹底しましよう。

(対策例)

- ・少なくとも1時間のうち10分間は窓を開けて換気を行う。
- ・可能であれば2方向の窓を同時に開ける。 など

(3)利用者全員の対策チェック等

- ・利用団体の代表者は、活動前に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを使い利用者全員の対策状況を確認してください。
- ※マスクの予備をいくつか用意し、団体内でマスクを持参しない人がいても対応できるようにしてください。
- ・利用した日の参加者名簿を作成し、利用日から1カ月間、各団体に保管してください。
- ※万一、感染者が発生し追跡調査が必要になったときに活用します。
- ・利用が終了したら、会話は控えできるだけ速やかに退館してください。

3 イベント開催の留意点

- ・屋内イベントの参加者は最大でも100人以内とする。
- ・密閉空間で会話や発声などで多くの飛沫が発生する活動ではないもの。
- ・講演会や講座など比較的静粛で座学的な一方向性の類は実施可能。
- ・後日、参加者が特定できるようにすること。

4 特に注意する活動

・集団感染リスクが高い下記の活動は、十分に対策をとってください。

- 調理、会食を伴う活動
 - 密接が避けられない活動
(例)・囲碁、将棋、麻雀 など
 - 専ら運動することを目的とした活動
(例)・踊り、ダンス、体操、運動 など
- ※運動を伴う活動は、人と人が接触することのないよう特に注意してください。

・次の活動は、感染リスクが非常に高いと考えられるため、文化施設における取り扱いに準じ、できる限り自粛をお願いします。

- 大きな声を出すことや歌うこと
(例)・合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲 など

5 活動参加者の把握

- ・活動日ごとに参加者名簿を作成し、連絡先を把握しておいてください。
- ・万一感染者が出た場合に追跡調査を可能にするため、利用団体で名簿を1カ月間保管してください。

6 対象施設

本ガイドラインの対象施設は、本市の全コミュニティセンター、コミュニティハウスとします。

7 適用期間

本ガイドラインの適用は令和2年6月1日(月)から当分の間とし、感染状況等に変化があった場合には、必要に応じて見直すものとします。